



②平成 25 年5月 13 日

各委員からの各社への個別面談の調査報告、この不正による税務対応、不正処理に関する会計処理への確認事項を会計監査人と話し合いました。

③平成 25 年5月 21 日

各委員からの追加調査報告、当社の被害金額の確認方法、および確定の方法等を話し合いました。

④平成 25 年5月 25日

元従業員、建築設計士を当社事業本部に呼び、個人に面談を実施し、事実の確認、および個人ごとの着服金額確認作業を行い、各人よりの返済金額と返済期日について話し合いをしました。

また、不正行為を行った不動産業者へ連絡し、不正により受領した金額の返済要請をしました。不正行為を行った元従業員、建築設計士、不動産業者からは、各々が得た金額の全額を6月20日までに返済する旨の意思表示を受けております。

今後につきましては、6月12日までに、今回の不正の件の最終調査報告と、再発防止策を取締役会へ提示する予定です。

## 2. 不正行為に関与した対象者について

現時点の調査において、当該不正行為に関与した対象者は下記3名となります。

①当社元従業員の男性(49歳)

平成18年3月に当社へ中途入社し、平成19年9月に執行役員店舗開発本部本部長に就任しました。平成23年6月に執行役員を退任後も店舗開発部員として勤務し、平成25年1月に当社を依願退職しました。その後も外部業者として当社の店舗開発業務について取引を継続しておりました。

②愛知県名古屋市に事務所を持つ建築設計士の男性

平成20年より、当社岐阜県および愛知県の新店の設計業務で取引を継続してきました。

③愛知県名古屋市に本社を持つ不動産業者

平成23年内にオープンした当社新店3店舗の建設に関わる取引がありました。

## 3. 不正行為の内容について

現時点の調査において、不正行為として判明しているのは下記の4点となります。

(1) 新店建築および既存店改装などの工事契約代金を水増しし、その差額金を建設業者から架空の仲介業者へ振り込ませ、その一部を元従業員が着服。

(2) 新店建築の工事契約代金を水増しし、その差額金を共謀の不動産業者へ振り込ませ、その一部を元従業員が着服。

(3) 既存店改装の工事契約代金から、建設業者より共謀の建築設計士へ設計監理料として振り込ませ、その一部を元従業員が着服。

(4) 新店建築時に使用する床材(セラミックタイル)の設計指定料を、床材業者から共謀の建築設計士へ振り込ませ、その一部を元従業員が着服。

現時点では総額約70,322千円が元従業員等の不正行為による被害額と見込んでいます。

#### 4. 財務諸表への影響について

工事金額の水増し等により不正に支出した金額については、固定資産の取得価額の減額(長期貸付金への振替)及び減価償却費の修正をいたします。

これにより、現在までに判明した当社の各期の経常利益並びに税引前当期純利益の増加見込額、有形固定資産から長期貸付金への振替見込額は、下記のとおりであります。

(単位:千円)

連結会計年度 又は事業年度	経常利益の増加見込額	税引前当期純利益の増 加見込額	有形固定資産から長期 貸付金への振替見込額
平成 21 年 6 月期	521	521	7,009
平成 22 年 6 月期	995	995	5,104
平成 23 年 6 月期	2,177	2,177	20,038
平成 24 年 6 月期	3,133	3,133	25,670
平成 25 年 6 月期(当期)	3,767	3,767	12,500

(注)連結財務諸表、財務諸表ともに、同額の影響額となります。

現時点では、平成 24 年 6 月期以前の各期の損益に与える影響額に重要性はないと判断しており、遡及修正は行わず、平成 25 年 6 月期本決算で収益処理を実施する予定であります。

なお、当該不正行為による着服額については、不正行為に関与した対象者 3 名への貸付とし、当期末までに回収する予定をしておりますが、当該末日において未回収となる貸付金については、回収可能性を勘案し貸倒引当金を設定いたします。

#### 5. 今後の予定について

当社といたしましては、6月12日までに特別調査委員会からの最終調査報告を受けた上で、引き続き特別調査委員会の助言を受けながら、不正行為の再発防止、内部管理体制全般の見直しと厳正な運用の徹底を図るための有効な改善策を策定し、本件調査に係る最終報告を取りまとめ、速やかに開示する予定であります。

以 上